

# 教員免許更新制の手続きについて

※別添の「フロー図」で、各自、更新期限・申請期間を確認してください。  
※現職教員（講師含む）で申請期間にあっている方は、手続きを忘れずに。

令和2年2月  
～令和4年1月  
バージョン

大阪府  
教育庁  
からの  
お知らせ

## ① 「旧免許状所持者」と「新免許状所持者」

- ◆ 平成21年4月1日より教員免許更新制がはじまりました。平成21年4月1日より前に取得した教員免許状を1種類でも所持する方は「旧免許状所持者」となり、免許状には有効期間の満了の日が記載されていません。（※この方は、平成21年4月以降に別の教員免許状を新たに取得した場合でも「旧免許状所持者」として扱われますので注意。）
- ◆ 一方で、平成21年4月1日以降にはじめて教員免許状を取得した方は「新免許状所持者」となります。「新免許状所持者」の教員免許状には、「有効期間の満了の日」が記載されています。
- ◆ 免許状の記載内容を見て、自分が【旧免許所持者】か【新免許所持者】か、まず確認してください。

## ② 期限はいつか？

- ◆ 【旧免許所持者】は、生年月日によって“修了確認期限”が決まります。  
（ただし、栄養教諭免許状を有する【旧免許所持者】は、下の⑥の取り扱いになります。注意！）
- ◆ 【新免許所持者】は、免許状に記載されている“有効期間の満了の日”が期限となり、生年月日では期限は決まりません。

## ③ 更新講習を受講できるのは、期限の2年2か月前から

- ◆ 【旧免許所持者】で更新講習の受講ができる期間にあっているのは、次の方です。
  - 修了確認期限が令和3(平成33)年3月31日の方(=第1グループの2回目)【申請期限R3.1.31】
  - 修了確認期限が令和4(平成34)年3月31日の方(=第2グループの2回目)【申請期限R4.1.31】

「第1グループ」の方の生年月日

昭和30年4月2日～昭和31年4月1日  
昭和40年4月2日～昭和41年4月1日  
昭和50年4月2日～昭和51年4月1日

「第2グループ」の方の生年月日

昭和31年4月2日～昭和32年4月1日  
昭和41年4月2日～昭和42年4月1日  
昭和51年4月2日～昭和52年4月1日

- ◆ なお、すでに育児休業や休職、あるいは新たに教員免許状を授与されたことを理由として、修了確認期限延期の申請をし、延期証明書を交付された【旧免許所持者】は、延期証明書に記載された「延期後の修了確認期限」の日の2年2か月前から2か月前までが、更新講習を受講できる期間にあたります。〔例：延期後の修了確認期限が令和2年12月31日→申請期限は令和2年10月31日です。注意〕
- ◆ 【新免許所持者】は、ご自身の免許状（または有効期間延長証明書）に記載の「有効期間の満了の日」の2年2か月前から2か月前までが、更新講習を受講できる期間にあたります。（異なる複数の有効期間の満了の日の日付の免許状、有効期間延長証明書をお持ちの方は、一番あとの日付が、すべての免許状の有効期間の満了の日とみなされます。）

## ④ 大学が発行する「講習履修証明書」の受理だけでは免許更新したことにはなりません

教員免許状の更新は、①大学等で免許状更新講習を受講し、②受講した大学等が発行する「講習履修証明書」を添付して、府教育委員会に「更新講習修了確認」を申請、という流れになります。

「講習履修証明書」を受け取っただけでは、免許状が更新されたことにはならないので、注意！

## ⑤ 申請は期限の2か月前までに

期限が3月31日の場合、申請を行う期限は、2か月前の1月31日までとなります。注意！

## ⑥ 栄養教諭免許状をお持ちの方へ

栄養教諭免許状をお持ちで、栄養教諭免許状を授与されたのが平成21年3月31日以前の方は、生年月日による区分ではなく、栄養教諭免許状を授与された日によって修了確認期限が決まります。

## 教員免許更新制の手続のおおまかな流れ

各大学等に受講申込み

更新講習を受講（30時間以上）

※1～2か月かかることがあります。

大学等が履修証明書を発行

※修了確認期限の2か月前までに申請

府教育委員会に更新講習修了確認の申請

府教育委員会が『更新講習修了確認証明書』を発行

【問い合わせ先】大阪府教育庁 教職員室教職員企画課 免許グループ TEL 06-6944-6180

【ホームページのみかた】① ホームページ検索サイトで大阪府 教員免許と入力して検索ボタンをクリック。

→② 検索結果の「大阪府/教員免許状」をクリックしてページを開く。

→③ 「教員免許更新制」の見出しの下の各リンクからページが開けます

→④ 更新制に関する期限・申請期間の確認方法（フロー図）は、「B1 教員免許更新制」に掲載しています